

6 教 政 策 第 12 号
国 総 地 第 133 号
国 総 モ 第 64 号
令和 6 年 10 月 11 日

各 (都道府県
指定都市) 交通・教育・スポーツ・文化部（局）長 殿

文部科学省総合教育政策局 政策課長
国土交通省総合政策局 地域交通課長
国土交通省総合政策局 モビリティサービス推進課長

児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けた
スクールバスと地域交通の効果的な活用について

「地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ」（令和 6 年 5 月 17 日）及び「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」（令和 6 年 6 月 28 日付国総モ第 32 号等）に基づき、交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局の連携・協働の下、児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けて、各種取組を推進する意義、具体的な実施方策及び留意いただきたい事項を下記のとおり示す。

貴職におかれては、本通知を踏まえ、交通分野と教育分野及びスポーツ・文化分野の関係者が連携・協働し、地域交通の維持・確保、及び利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通への再構築（リ・デザイン）が図られるよう、主体的かつ積極的な対応をお願いします。

また、都道府県の交通・教育・スポーツ・文化担当部署におかれては、域内の市区町村の交通・教育・スポーツ・文化部署に対し、本通知を周知いただきたい。併せて、必要に応じて、その他の貴管内の関係団体や関係施設に対し、本通知を周知いただきたい。

記

1. スクールバス車両の空き時間活用に係る取扱い

地方公共団体が整備し所有するスクールバスの車両は、路線バスの車両のように多くの者を乗車させることができる地域の輸送資源である。児童生徒等が利用する登下校の時間帯以外の空き時間に、コミュニティバスや福祉バス等の用途に活用し、

地域住民の移動手段や、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に係る移動手段の確保につなげることは有効であることから、地域の実状に応じ、本来の用途を妨げない範囲で、交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局との連携の下、推進されたい。

なお、スクールバス車両の空き時間に地域住民を輸送する場合の支援制度については、別表1を参照されたい。

また、へき地児童生徒援助費等補助金を受けて整備したスクールバスを整備から6年以内に地域住民に利用させる場合（社会教育、スポーツ・文化芸術活動としての地域クラブ活動に係る移動を含む。）、文部科学大臣の承認を受ける必要があるため、留意されたい（なお、部活動の地域連携を含め児童生徒の学校教育活動での使用に当たっては、この取扱いを要しない。）。

（別表1・資料1・資料2・「地域の関係者による連携・協働のカタログ」参照）

2. スクールバスへの地域住民の利用（混乗）に係る取扱い

市町村合併や少子化、過疎化が進展している地域においては、学校の統廃合のため遠距離通学が必要となった児童生徒等を対象としてスクールバスの導入が進んでおり、地域においては、有力な輸送資源の一つとなっている。

地方公共団体が直営又は交通事業者等への委託により運行するスクールバスについて、その定員に空きがある場合において、児童生徒等とともに地域住民が乗車（混乗）し、輸送手段として活用する取組は、特に交通事業者によるサービス提供が不足している交通空白地において有効な輸送資源となるだけでなく、児童生徒等と地域住民とのふれあいの機会の確保等の観点からも意義があることから、地域の実状に応じ、本来の用途を妨げない範囲で、交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局との連携の下、推進されたい。

当該取組の実施に当たっては、児童生徒等の通学における安全・安心が確実に確保されていることに加え、保護者や地域住民の理解が得られていることが前提となる。例えば、地域公共交通会議等においてPTAや地域住民等の意見を集約するとともに、児童生徒等と地域住民との着座位置の分離、防犯マニュアルの整備、車内防犯カメラの設置等といった安全対策を講じる事例もあるため、参照されたい。

なお、スクールバスに地域住民が利用（混乗）する場合の支援制度については、別表2を参照されたい。

また、へき地児童生徒援助費等補助金を受けて整備したスクールバスを整備から6年以内に地域住民に利用させる場合、文部科学大臣の承認を受ける必要があるため、留意されたい。

（別表2・資料1・資料2・「地域の関係者による連携・協働のカタログ」参照）

3. スクールバス運行の交通事業者への委託に係る取扱い

スクールバスを地方公共団体が直営で運行する場合、運行時間や運行ルートについて、学校行事等に合わせた柔軟な運用を行うことが可能である一方、ドライバーの確保や車両のメンテナンス等の負担が発生する。スクールバス運行の交通事業者等への委託は、スクールバスの運行の持続性確保、教育委員会や学校等における業務負担の軽減につながることに加え、交通事業者における収益増加に寄与し、ひいては地域の移動手段の確保に資することが期待できるため、地域の実状に応じ、交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局との連携の下、推進されたい。

なお、スクールバスの運行を交通事業者に委託する場合の支援制度、委託費用に関する道路運送法に基づく取扱いについては、別表3及び別表6を参照されたい。(別表3・別表6・資料1・「地域の関係者による連携・協働のカタログ」参照)

4. スクールバスの地域公共交通への集約に係る取扱い

地域全体で効率的な輸送体系を構築する観点から、スクールバスの運行を廃止し、児童生徒等には路線バス等を利用してもらうことで、地域公共交通に集約することが望ましい場合があることから、地域の実状に応じ、交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局との連携の下、推進されたい。

例えば、スクールバスと路線バス等とが同一のルートやエリアを運行する場合には、スクールバス及び路線バス等の運行に係る公的負担の重複解消や、児童生徒等が生活の中で地域公共交通を利用し、その必要性や重要性を体感する機会の確保が期待できる。

一方、地域公共交通への集約に当たっては、児童生徒等の通学における安全・安心の確保に留意することにくわえ、放課後の家庭学習時間の減少や疲労への配慮等の集約に伴って生じ得る課題について、保護者の理解を得ることが重要である。例えば、保護者や地域住民等との合意形成を図るために、計画段階から、保護者、学校関係者及び地域住民に向けて複数回説明会を実施するとともに、試乗会や、半年間添乗員が同乗する取組を実施した事例が存在するため、参照されたい。

なお、スクールバスの運行を地域公共交通に集約する場合の支援制度については、別表4を参照されたい。

また、へき地児童生徒援助費等補助金を受けて整備したスクールバスを整備から6年以内に処分する場合、文部科学大臣の承認を受ける必要があるため、留意されたい。

(別表4・資料1・資料2・「地域の関係者による連携・協働のカタログ」参照)

5. 部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段の確保

少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会を確保する観点から、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行にあたり、

複数の中学校の生徒が参加して合同部活動や地域クラブ活動を実施する場合には、他の中学校や公共施設等への生徒の移動手段を確保する必要がある。

この際、地域の実状に応じ、新たな路線の見直しや停留所の設定、ダイヤの調整等を通じた既存の地域公共交通の活用や、A I オンデマンド交通等の新技術の活用、スクールバス車両の空き時間活用等について検討することが必要となる。

これらを踏まえ、地方公共団体の交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局等との連携の下、担当する制度・予算等の内容やそれらの運用に関する情報を相互に共有しつつ、十分な調整を行うようお願いする。

なお、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段を確保する場合の支援制度については、別表 1 及び別表 5 を参照されたい。

(別表 1・別表 5・資料 1・「地域の関係者による連携・協働のカタログ」参照)

6. 交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局との連携・協働の推進

スクールバスと地域交通の効果的な活用等を検討するに当たっては、交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局との連携・協働の推進が重要である。

特に、スクールバスの運行を見直す際には、児童生徒等の安全・安心な通学手段を確保しつつ、地域全体で効率的な輸送体系を構築する観点から、地域公共交通、児童生徒等の通学環境、地方公共団体の総合的なコスト等を勘案して検討する必要がある。

また、スクールバスを新たに導入する際には、地方公共団体の直営又は交通事業者等への委託によるスクールバスの運行だけを検討するのではなく、当初より路線バス等の利用による通学手段の確保も併せて検討し、保護者や地域住民等の理解を得ながら、最適な手段を決定することが望ましい。

このため、交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局の関係部局が、スクールバスや地域公共交通に係る制度・予算等の内容やこれらの運用に関する情報を相互に共有する等、平時より連携を推進するとともに、地域公共交通会議や総合教育会議等を活用し、十分な調整を行うようお願いする。例えば、地域公共交通会議において、スクールバス部会を設置するなどして、合意形成のための関係者との調整を行っている事例もあるため、参照されたい。

(「地域の関係者による連携・協働のカタログ」参照)

7. 相談体制

児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の運用に係る一体的な検討を円滑に進めるため、資料 3 のとおり、国土交通省及び文部科学省において相談窓口を設置しているため、活用されたい。

(資料 3 参照)

【参考資料】

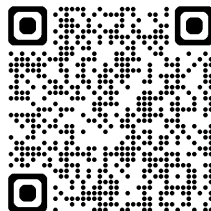
(参考1) 地域の公共交通リ・デザイン実現会議

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000211.html



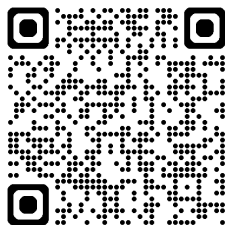
(参考2) 地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745857.pdf>



(参考3) 地域の関係者による連携・協働のカタログ

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745860.pdf>



別表 1

地方公共団体が整備し所有するスクールバス車両の空き時間に地域住民を輸送する場合に対象となり得る支援制度
(令和6年度時点)

対象	運送主体	費目	運行条件	道路運送法の許可・登録	補助金		地方交付税措置	備考
					へき地児童生徒援助費等補助金※2	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金※5		
スクールバス運行時間部分	地方公共団体(直営)	車両購入費	—	—	○※3	×	×※6	実証事業の場合、共創・MaaS実証プロジェクト(令和5年度補正予算)を活用可能な場合有(本年度は募集終了)※9
		運行費	—		×	×	○※7	
	交通事業者(委託)	車両購入費	—		×	×	×	
		運行(委託)費	—		○※4	×	○※7	
空き時間部分	—	運行(委託)費※1	有償	・自家用有償旅客運送(78条2号)	×	○	○※8	
			無償	不要		×	×	

※1 空き時間活用により増加した費用であり、かつスクールバス運行時間部分の運行(委託)費と明確に区別可能な費用に限る

※2 補助要件等の詳細は「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」を参照

※3 へき地、学校統廃合及び過疎地域等の小・中学校の遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバスを購入する場合

※4 ①スクールバス運行に係る経費に限り補助対象(地域住民の利用に係る経費は補助対象外) ②運行委託費に、委託先における車両調達代金を含めることは可能 ③地方公共団体が保有するスクールバス車両を用いて運行委託する場合は補助対象外 ④学校統廃合に係る小・中学校の遠距離通学(小学校4km以上、中学校6km以上)の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助(補助期間5年間)

※5 補助要件等の詳細は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」を参照

※6 各種地方債について、要件を満たす場合には当該地方債を活用可能

※7 普通交付税に関する省令等又は特別交付税に関する省令等に基づき算定

※8 地方バス路線の運行維持に要する経費について、特別交付税に関する省令に基づき算定

※9 補助要件等の詳細は「令和6年度共創・MaaS実証プロジェクト公募要領」を参照

別表 2

スクールバスに地域住民が混乗する場合に対象となり得る支援制度
(令和6年度時点)

運送主体	費目	運行条件	道路運送法の許可・登録	補助金		地方交付税措置	備考
				へき地児童生徒援助費等補助金※1	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金※4		
地方公共団体(直営)	車両購入費	—	—	○※2	×	×※6	実証事業の場合、共創・MaaS実証プロジェクト(令和5年度補正予算)を活用可能な場合有(本年度は募集終了)※8
	運行費	有償	・自家用有償旅客運送(78条2号) ・一般乗合旅客自動車運送事業(4条1項)	×	△※5	○※7	
		無償	不要		×	○※7	
交通事業者(委託)	車両購入費	—	—	×	×	×	
	運行(委託)費	有償	・自家用有償旅客運送(78条2号) ・一般乗合旅客自動車運送事業(4条1項)	○※3	△※5	○※7	
		無償	不要		×	○※7	

※1 補助要件等の詳細は「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」を参照

※2 へき地、学校統廃合及び過疎地域等の小・中学校の遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバスを購入する場合

※3 ①スクールバス運行に係る経費に限り補助対象(地域住民の利用に係る経費は補助対象外) ②運行委託費に、委託先における車両調達代金を含めることは可能 ③地方公共団体が保有するスクールバス車両を用いて運行委託する場合は補助対象外 ④学校統廃合に係る小・中学校の遠距離通学(小学校4km以上、中学校6km以上)の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助(補助期間5年間)

※4 補助要件等の詳細は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」を参照

※5 市町村が生活交通路線維持のため道路運送法第4条(法第3条第1号イに係るものに限る。)又は第79条の規定に基づいて運行又は業務委託している場合、申請可能。

※6 各種地方債について、要件を満たす場合には当該地方債を活用可能

※7 普通交付税に関する省令等又は特別交付税に関する省令等に基づき算定

※8 補助要件等の詳細は「令和6年度共創・MaaS実証プロジェクト公募要領」を参

別表 3

地方公共団体が所有しているスクールバスの運行を交通事業者に委託する場合に対象となり得る支援制度
(令和6年度時点)

運送主体	費目	補助金		地方交付税措置	備考
		へき地児童生徒援助 費等補助金※1	地域内フィーダー系統確 保維持費国庫補助金※2		
交通事業者 (委託)	運行(委託) 費	×	×	○※3	実証事業の場合、共創・MaaS 実証プロジェクト(令和5年 度補正予算)を活用可能な場 合有(本年度は募集終了)※4

- ※1 補助要件等の詳細は「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」を参照
- ※2 補助要件等の詳細は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」を参照
- ※3 普通交付税に関する省令等又は特別交付税に関する省令等に基づき算定
- ※4 補助要件等の詳細は「令和6年度共創・MaaS実証プロジェクト公募要領」を参照

別表 4

地方公共団体が運行するスクールバスを廃止し、地域公共交通に集約する場合に対象となり得る支援制度
(令和6年度時点)

運送主体	費目	補助金		地方交付税措置	備考
		へき地児童生徒援助 助費等補助金※ ¹	地域内フィーダー系統確 保維持費国庫補助金※ ³		
交通事業者	運行(委託)費	×	○	○※ ⁴	実証事業の場合、共創・MaaS 実証プロジェクト(令和5年 度補正予算)を活用可能な場 合有(本年度は募集終了)※ ⁶
	通学費	○※ ²	×	○※ ⁵	

※1 補助要件等の詳細は「へき地児童生徒援助助費等補助金交付要綱」を参照

※2 学校統廃合に係る小・中学校の遠距離通学(小学校4km以上、中学校6km以上)の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助(補助期間5年間)

※3 補助要件等の詳細は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」を参照

※4 地方バス路線の運行維持に要する経費について、特別交付税に関する省令等に基づき算定

※5 遠距離通学対策に要する経費について、特別交付税に関する省令等に基づき算定

※6 補助要件等の詳細は「令和6年度共創・MaaS実証プロジェクト公募要領」を参照

別表 5

部活動の地域クラブ活動移行における移動手段を確保する場合に対象となり得る支援制度
(令和6年度時点)

運送主体	費目	委託金	備考
		地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業・部活動の地域移行に向けた実証事業等※1	
地方公共団体(直営) 交通事業者(委託)	車両購入費	×	実証事業の場合、共創・MaaS実証プロジェクト(令和5年度補正予算)を活用可能な場合有(本年度は募集終了)※4
	運行(委託)費	○※2、3	

- ※1 地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)、文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等):地方公共団体(事業者等への再委託も可能)が、部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の整備、指導者の確保、参加費用負担支援等に関する実証事業を実施する中で、地域クラブ活動に参加する生徒の移動手段を確保するためにスクールバスの活用や地域公共交通との連携に取り組む事業等を支援可能
- ※2 実証事業の事業実施期間に限る
- ※3 要件等の詳細はスポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)」・文化庁「文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)」に係る委託要項、参加希望調査等を参照
- ※4 補助要件等の詳細は「令和6年度共創・MaaS実証プロジェクト公募要領」を参照

別表6

地方公共団体が運行するスクールバスを交通事業者に委託する場合に適用される運賃・料金（委託費用）に関するルール

委託先の 交通事業者 に係る許可区分 (道路運送法)	適用される運賃・料金（委託費用）に関するルール	
一般貸切旅客 自動車運送事業	原則	一般貸切旅客自動車運送事業者が国土交通大臣に届け出た運賃及び料金の下限額以上。
	例外	<p>【年間契約における運賃料金】</p> <p>以下の計算方法により算出した年間運賃額により、実働日数に1.4を乗じた日数にわたって運行可能を行うことも可能。</p> <p>年間運賃額＝1日あたりの貸切運賃 × 実働日数（365日¹ × 実働率）</p>
一般乗用旅客 自動車運送事業	原則	<p>総括原価方式に基づき、運賃ブロックごとに設定される上限と下限の範囲内（特定・準特定地域²以外における自動認可運賃制度）又は国土交通大臣が指定した運賃の範囲内（特定・準特定地域における公定幅運賃制度）であるとして認可を受けて設定される運賃として、以下の各種運賃が規定。</p> <p>①距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。） 初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃 ※大型車・特定大型車、深夜早朝、冬季、寝台専用車両については、割増運賃を設定可能。 ※身体障害者割引・知的障害者割引等の公共的割引、遠距離割引及びクーポン券割引等の営業的割引を実施可能。</p> <p>②時間制運賃 初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃 ※大型車・特定大型車については割増運賃を設定可能。 ※身体障害者割引・知的障害者割引等の公共的割引及びクーポン券割引・特定時間帯割引・長時間割引等の営業的割引を実施可能。</p> <p>③定額運賃 特定の空港・鉄道駅・大規模集客施設等と一定のゾーンとの間の運送、イベントの開催期間中に鉄道駅・空港等特定の場所からイベントの開催場所へ移動する運送又は観光地における主要施設を拠点とした名所旧跡を巡る運送の引き受けを行う場合、事前に定額で設定される運賃</p> <p>※上記運賃のほか、待料金・迎車回送料金・サービス指定予約料金等の料金を設定可能。</p>

¹ スクールバス運送に限り、契約上の年間の運行日数（170日～365日）を用いることが可能。

² 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき指定。

委託先の 交通事業者 に係る許可区分 (道路運送法)	適用される運賃・料金（委託費用）に関するルール
	<p>【協議運賃（特定・準特定地域以外）】 地域の関係者間において協議が調った場合について、国土交通大臣への届出を経て設定される運賃。</p> <p>【福祉輸送サービス（介護タクシー）に係る運賃】 以下の①～③に例示する運賃等、距離制によらない運賃のみを設定することが可能であり、距離制による運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等が弾力的に取扱われる。</p> <p>① 時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定するもの ② 一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を収受するもの ③ 一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの</p> <p>※自動認可運賃を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃を設定しようとする場合、必要に応じて原価計算書等の提出を求め、所要の審査を実施。</p> <p>※運賃の割引、料金の設定については、輸送の実績に応じた弾力的な取扱いが可能であり、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は認可・届出いずれも不要。</p>
特定旅客自動車 運送事業	<p>運送の態様に応じて、需要者と運送事業者間で決定。</p> <p>※当該事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないものに限る³。</p>

³ 当該路線又は営業区域に関連する他の一般旅客運送事業者の運賃を下回ることのみをもって、必ずしも「公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがある」と判断されるわけでは無く、個別の事例に応じて、各所管の運輸局にて判断。

スクールバスと地域交通を効果的に活用する場合に対象となり得る主な補助制度等
(令和6年度時点)

省庁名	事業名	補助等対象事業者	補助率等	主な補助等対象経費	備考
国土 交通省	地域公共交通確保維持事業 ¹ (地域内フィーダー系統補助)	法定協議会 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)	補助対象経費の 1/2 以内	運行に係る経費	※地域公共交通計画への位置付け等の要件あり
	共創・MaaS 実証プロジェクト	交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等	A：主に中小都市、過疎地など人口 10 万人未満の地方公共団体 補助対象経費 500 万円以下の部分については定額、500 万円を超える部分は 2/3 (上限 1 億円) B：主に地方中心都市など人口 10 万人以上の地方公共団体 2/3 (上限 1 億円) C：主に大都市など 東京 23 区三大都市圏の政令指定都市 1/2 (上限 1 億円)	実証運行に係る経費	※官民共創、交通事業者間共創、他分野共創により地域公共交通の維持・活性化に取り組む実証事業に係る費用を支援
文部 科学省	へき地児童生徒援助費等補助金	都道府県及び市町村	補助対象経費の 1/2 以内	スクールバスの購入及び運行委託等に係る経費	※地域住民の利用に係る経費は補助対象外。運行委託費については学校統廃合に係る通学費を支援(補助期間 5 年間)
	地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業・部活動の地域移行に向けた実証事業等	地方公共団体(事業者等へのも可能)	- (国庫委託事業)	実証運行に係る経費	※地域クラブ活動に参加する生徒の移動手段の確保に取り組む実証事業に係る費用を支援

¹ 地域公共交通確保維持事業の他の補助制度(令和6年時点)は以下の URL を参照。
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001633926.pdf>

へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領

平成 8 年 4 月 1 7 日
文教財 第 2 0 号
教育助成局長 裁定

平成 11 年 1 月 7 日 一部改正
平成 13 年 1 月 6 日 一部改正
平成 23 年 3 月 4 日 一部改正

1 通 則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定によるスクールバス・ボートの住民利用に係る文部科学大臣の承認については、この承認要領に定めるところによる。

2 定 義

- (1) この承認要領において、「スクールバス」とはへき地児童生徒援助費等補助金で整備したスクールバスをいい、「スクールボート」とは同補助金で整備したスクールボートをいう。
- (2) この承認要領において、「住民利用」とは、バス等の交通機関のない地域又は交通機関の運行回数が著しく少ないことにより交通機関の利用が著しく困難となっている地域（以下「交通機関のない地域等」という。）の住民のため、スクールバス・ボートを児童生徒の通学以外の目的で運行し、又は便乗により利用することをいう。

3 住民利用に供する場合

- (1) 市町村がスクールバスを住民利用に供しようとするときは、市町村の長は様式 1、様式 2 及びその他必要な資料を添え、都道府県の教育委員会を経由の上、文部科学大臣に提出するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会は、市町村から（1）による様式等の提出があったときは、様式 3 を添えて、文部科学大臣に提出するものとする。
- (3) 市町村がスクールバスを住民利用に供しようとするときは、次に定めるすべての要件に該当するものとする。
 - ア スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障のないこと。
 - イ 安全の面で万全を期するよう配慮されていること。
 - ウ 交通機関のない地域等の住民に係る運行であること。
 - エ 市町村の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること。
 - オ 都道府県の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること。

(4) 住民利用に係る文部科学大臣の承認については、文部科学大臣に対し(1)及び(2)に定める様式等の提出をもって承認があったものとみなす。

4 スクールバスを更新する場合

住民利用について文部科学大臣が承認したスクールバスをへき地児童生徒援助費等補助金により更新する場合については、3(3)の規定に定めるすべての要件を満たしている場合に限り、当該補助金の交付決定をもって、更新されるスクールバスの住民利用に係る文部科学大臣の承認があったものとみなす。

5 スクールボートについての準用

3から4の規定は、スクールボートを住民利用に供しようとするときに準用する。

6 留意事項

- (1) 市町村がスクールバスを有償で住民利用に供しようとするときは、市町村の長は、住民利用に係る文部科学大臣の承認があった後に、管轄の運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所において、道路運送法(昭和26年法律第183号)に定める必要な手続きを行うこととする。
- (2) 市町村がスクールボートを住民利用に供しようとするときは、市町村の長は、住民利用に係る文部科学大臣の承認があった後に、管轄の地方運輸局又は沖縄総合事務局において海上運送法(昭和24年法律第187号)に定める必要な手続きを行うこととする。
- (3) 市町村がスクールバス・ボートを有償で住民利用に供する場合、住民利用に関する運賃を定めるに当たっては、住民利用に係る総収入の額が住民利用に要する運行経費の額を超えることのないように留意しなければならない。
- (4) 市町村がスクールバス・ボートの住民利用を中止したときは、市町村の長は、都道府県の教育委員会を経由の上、文部科学大臣にその旨を報告するものとする。
- (5) 住民利用について文部科学大臣が承認したスクールバス・ボートを市町村が更新する場合、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日文部科学省告示第53号)に定める処分制限期間内は原則としてその更新に係る補助を受けることができない。

資料 3

児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の
効果的な活用に関する問合せ先

エリア	地域交通全般に関する問合せ先	スクールバスと地域交通の効果的な活用に関する問合せ先
北海道	北海道運輸局 交通政策部交通企画課 011-290-2721	<p>文部科学省総合教育政策局政策課 03-6734-2641</p> <p>※ 問合せ内容に応じて、以下の部署を始めとする他の担当部署にお繋ぎさせていただく場合があります。</p> <p>(へき地児童生徒援助費等補助金について) 文部科学省初等中等教育局財務課</p> <p>(通学に係る安全確保について) 文部科学省総合教育政策局総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課</p> <p>(部活動の地域連携・地域クラブ活動移行について) 運動部について：スポーツ庁地域スポーツ課 文化部について：文化庁参事官(芸術文化担当)付</p>
東北	東北運輸局 交通政策部交通企画課 022-791-7507	
関東	関東運輸局 交通政策部交通企画課 045-211-7209	
北陸 信越	北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課 025-285-9151	
中部	中部運輸局 交通政策部交通企画課 052-952-8006	
近畿	近畿運輸局 交通政策部交通企画課 06-6949-6409	
中国	中国運輸局 交通政策部交通企画課 082-228-3495	
四国	四国運輸局 交通政策部交通企画課 087-802-6725	
九州	九州運輸局 交通政策部交通企画課 092-472-2315	
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 098-866-1812	